

船舶事故調査報告書

平成30年10月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成30年4月20日 13時00分ごろ～15時10分ごろの間）
発生場所	不明（石川県珠洲市 ^{すず} 禄剛 ^{ろっこう} 埼東北東方沖）
事故の概要	漁船 ^{しやうへい} 昭平丸は、刺し網漁の操業中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	平成30年4月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 昭平丸、3.58トン IK3-12947（漁船登録番号）、個人所有 8.57m（Lr）×2.45m×0.78m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数60、昭和55年5月11日
乗組員等に関する情報	船長 男性 70歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成元年9月1日 免許証交付日 平成26年1月27日 （平成31年8月31日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東～北東、風力 1～3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 東流約1.4ノット、水温 約12℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成30年4月20日13時00分ごろ、刺し網漁の操業を行う目的で、珠洲市 ^{のろし} 狼煙漁港を出港した。 船長の家族は、14時30分ごろ、ふだん帰港する時刻を過ぎても本船が帰港しなかったため、近所に住む僚船の船長（以下「僚船船長」という。）に相談したところ、刺し網漁の投網作業を終えた後、引き縄釣りをを行う漁師が多く、船長も同釣りをしているのではないかとわれ、本船の帰港を待つこととした。 船長の家族は、本船の帰港を待っていたが、依然として帰港しないので心配になり、本船を無線で呼び出したり、船長の携帯電話に複数回電話を掛けたりしたものの、いずれも応答がなかったため、15時

00分ごろ、僚船船長に本船の搜索を依頼した。

僚船船長は、狼煙漁港内の堤防に上がって沖合を見たところ、漁船らしき船体が見えたので本船かもしれないと思い、無線で他の僚船にその旨を連絡するとともに、本船の搜索に向かい、15時10分ごろ、禄剛埼東北東方1.3海里（M）付近において、漂流している本船を認め、来援した他の僚船の乗組員と共に本船の船内及び周辺の海上を搜索したものの、船長を発見することができなかった。

僚船船長は、来援した船団長（狼煙漁港を根拠地とする刺し網漁船の船長のリーダー役）から、本船は、刺し網の投網が終了した状態であり、船長が刺し網に引っ掛かっているかもしれないので、すぐに刺し網を引き揚げるよう指示を受けた。

船団長は、本事故の発生を海上保安庁に通報するとともに、他の僚船に船長の搜索を行うよう指示した。

僚船船長は、本船が投網した場所に移動して刺し網を引き揚げていたところ、一本釣り漁船の船長（以下「船長の発見者」という。）が、操業を終えて珠洲市寺家漁港に向けて帰航中、15時35分ごろ、禄剛埼東北東方2.0M付近において、うつ伏せ状態で浮いている船長を発見した旨の無線連絡を受け、狼煙漁港に戻った。

船長は、来援した僚船によって狼煙漁港に運ばれた後、救急車で病院に搬送されたものの、死亡が確認され、溺死と検案された。

本船は、他の僚船の乗組員が操船して狼煙漁港に帰港した。

（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照）

その他の事項

本船の刺し網漁は、固定式の底刺し網を使用するものであり、投網方法は、最初に船体を漂泊させ、後部甲板から‘錨、瀬縄並びに旗及びボンデンを取り付けた竹竿’（以下「竹竿等」という。）を投入し、船体を微速力で潮上から潮下に向けて移動させながら、刺し網を投入した後、クラッチレバーを中立として漂泊させ、もう片方の竹竿等を投入して刺し網を海底に固定させるものである。（図1参照）

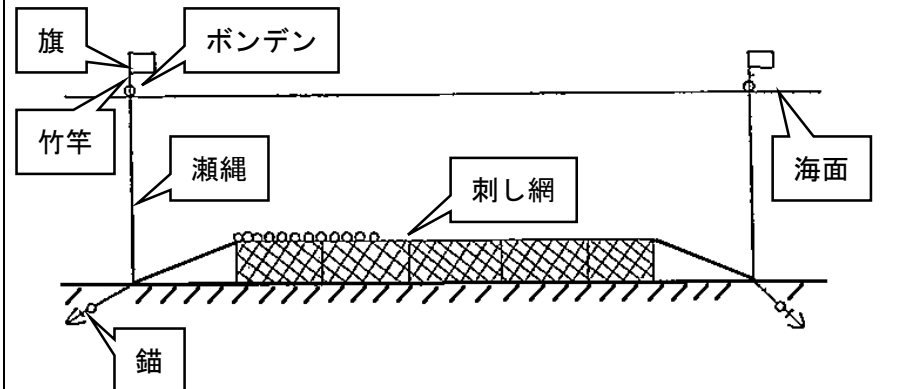


図1 固定式の底刺し網見取図

狼煙漁港を根拠地とする刺し網漁船の操業形態は、本事故当時、13時00分ごろに一齐に出港して各々の漁場で投網を行い、一旦帰港した後、日没に近い18時00分ごろから順次、出港して揚網を行って

	<p>いた。</p> <p>船長は、発見された際、携帯電話を身に着け、黒の上下のジャージ及び作業用救命衣を着用していたが、靴等は履いておらず素足の状態であった。</p> <p>本船は、発見された際、船首を南東方に向け、主機のクラッチレバーが中立の位置に、スロットルレバーが低速の位置にそれぞれあり、船体に他船と衝突した痕跡は認められなかった。</p> <p>本船が所属する漁業協同組合の担当者及び船長の発見者は、船長が、最後に竹竿等を投入する際、誤って落水したのではないかと他の僚船の乗組員が話しているのを聞いた。</p> <p>本船は、後部甲板上から船縁頂部までの高さが約0.51m、船縁頂部の幅が約0.15mであった。</p> <p>本船の引き縄釣りの漁具は、前部甲板にある物入れに収納されており、本事故当時、使用した形跡はなかった。</p> <p>船長は、持病等もなく、本事故当日も体調不良などを訴えていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、13時00分ごろ狼煙漁港を出港した後、15時10分ごろ、祿剛崎東北東方沖で、無人の状態では漂流しているところを発見されたことから、この間において、船長が落水したものと考えられる。</p> <p>船長は、本船が、無人の状態では漂流しているところを発見された際、主機のクラッチレバーが中立状態であったこと、及び刺し網の漁具が全て投入されていたことから、投網作業中に落水して溺死したものと考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、狼煙漁港を出港した後、刺し網漁の操業中、船長が落水して溺死したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁具を海中に投入する際は、十分に注意して落水防止に努めること。

写真1 本船

